

「消防団の教育訓練動画制作業務」仕様書

1 業務名

消防団の教育訓練動画制作業務

2 契約期間

契約日から令和5年3月31日（金）

3 委託金額上限

4,000 千円（税込）

4 事業の趣旨・目的

多様化・激甚化する災害に的確に対応し、住民の生命や財産を守るためには、消防団を中核とした地域防災力の充実強化が重要です。しかしながら、大阪府の消防団員数は減少傾向であり、コロナ禍により消防団員の訓練件数や、消防団への入団を働きかける勧誘機会が減少していることから、消防団員の現場対応力の低下や新規入団者数の減少が懸念されます。

ウィズコロナ・ポストコロナ社会に対応するため、疑似体験型の教育訓練動画を導入することで、消防団員の訓練の減少を補い、また府民等が消防団の活動を知ることを入団へのきっかけづくりとすることを目的としています。

5 本動画の視聴対象・用途

<視聴対象>

- ① 消防団員
- ② 市町村の消防団事務担当者（消防本部や危機管理担当部署などで勤務している職員）
- ③ 大阪府民など

<用途>

- ① 消防団員用のヘッドマウントディスプレイでの視聴
- ② YouTube や Twitter 等での発信
- ③ 大阪府ホームページでの発信
- ④ 大阪府の消防関係事業（大阪府消防大会※など）や研修、地域の防災関係イベント等での上映

※大阪府消防大会のページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hoantaisaku/danv2/dannews.html>

6 業務内容

本事業で実施する業務は次のとおりとする。なお、業務の実施に当たっては大阪府（以下「発注者」という。）と十分に協議・調整を行うこと。

消防団の教育訓練動画の制作

- ① 360度映像等を含むVR技術を用いることにより、視聴者が消防団の訓練を擬似体験でき、かつ、正しい訓練の動作等を確認するための教材として活用できる内容にすること。
- ② ヘッドマウントディスプレイでの視聴に適した動画とするが、PCやスマートフォンなどによる視聴にも対応した動画とすること。
- ③ 消防団員でない大阪府民等が見ても理解できる内容とすること。
- ④ 動画が効果的に拡散され、府民等に広く普及される内容とすること。
- ⑤ 次の3種類の訓練の動画を制作すること。

ア 消防操法訓練

（訓練の概要）

火災消火活動及び活動上の安全管理を習得する訓練

（訓練の流れ）

水利部署→機関操作→放水等

イ 規律訓練

（訓練の概要）

消防団員としての動作や行動などについて習得する訓練

（訓練の流れ）

基本の姿勢、休めの姿勢など→行進やかけ足等

ウ 救命処置訓練

（訓練の概要）

成人を想定した救命処置（心肺蘇生、AEDを用いた除細動等）訓練

（訓練の流れ）

傷病者の発見→通報→呼吸の確認等→胸骨圧迫→気道確保・人工呼吸→AEDの使用等

※アからウについて、訓練の種類や手順、内容等は発注者との協議により変更することがある。

- ⑥ 動画の制作に当たっては、シナリオや絵コンテなど動画の内容をイメージできる案を作成し、発注者と事前に十分協議すること。なお、訓練の手順や内容など、消防に関する知識を要する項目については発注者及び発注者が指定する者が説明する。
- ⑦ 動画制作に必要な機材等は全て受注者が用意し、これに要する費用は

委託金額に含むものとする。ただし、訓練動画の撮影に必要な消防車両や、資機材（消耗品を除く）、訓練を行う場所、訓練を行う人員については発注者が別途用意し、委託金額に含まないものとする。

- ⑧ YouTube や Twitter 等に掲載可能な仕様にすること。
- ⑨ 基本的には映像のみでも内容が伝わるものとするが、教材としての性質上、また消防団員でない人や障害のある人への配慮として、発注者と協議の上、必要な箇所に字幕及びナレーションを付けること。
- ⑩ 動画の使用年限は限定しないこと。
- ⑪ 動画の内容や表現については、視聴者が不快に感じることはないよう配慮し、発注者及び発注者が指定する者に助言を求め、その内容を反映すること。

7 業務進行予定及び体制等の策定

- ① 計画を立てて進行管理を行うこと。詳細については、事前に発注者と協議すること。
- ② スケジュールの進捗状況を、発注者が随時確認可能な体制を整え、窓口となる担当者を定めること。
- ③ 動画制作過程の節目において、業務の進捗状況を記載した書面や試作映像等を発注者に提出し内容の確認及び修正等の指示を受けること。また、発注者に進捗状況を報告するタイミングについては、予め業務実施計画書に記載すること。

8 提案を求める事項

以下の事項について、企画提案書に盛り込むこと。なお、提案に当たっては、本仕様書及び公募要領に記載している内容に留意すること。

(1) 擬似体験に活用する技術・手法

- ・ 本業務で制作する 3 動画それぞれに活用する技術や手法について絵コンテを用いて提案すること。
- ・ 絵コンテに加え、プレゼンテーション審査の際は、活用する技術や手法を 3 分以内の動画で説明すること。なお、説明の際に使用する動画は消防関係動画である必要はない。
- ・ 動画を再生するために必要な PC 及び接続ケーブル等を持参すること。持参する PC 等はウイルス対策ソフトにより対策済みのものとし、万が一 PC 等がウイルス感染していたことにより、発注者又は第三者が損害を受けた場合は、全て事業者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(2) 府民等への理解を促す手法

- ・ 3 動画それぞれについて、消防団員ではない府民等が視聴しても理解できる内容にするための工夫や手法について提案すること。

(3) 府民等への普及を促す手法

- ・ 作成した 3 動画を効果的に府民等に普及させるための具体的な手法について提案すること。
- ・ なお、提案内容は成果物に含むものとし、納期限までに納品すること。

(4) その他

- ・ 事業実施スケジュール等
事業全体のスケジュール及び業務ごとのスケジュール、並びに動画制作に係る体制や責任者、配置人員について提案すること。
- ・ 過去の実績
公募開始日以前 2 年以内に国又は地方公共団体等と同規模以上（契約上限額の 7 割以上）動画制作業務の履行実績がある場合は、契約金額と合わせて応募書類の様式 4 に記載すること。
- ・ 障がい者雇用
障がい者雇用の状況について、公募要領に記載の障害者雇用状況報告書の写し等を提出すること。
- ・ 受注費用
本業務に要する費用について、内訳を含めて提案すること。

9 成果物の納品

令和 5 年 3 月 17 日（金）までに納品すること。

10 事業全体に係る留意点

① 本業務の実施について

本業務は「令和 4 年 9 月定例府議会一般会計補正予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業のため、予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しない。

② 著作権及び使用料等について

- ・ 本事業における企画、映像等一切の著作権料及び使用料等については、すべて委託金額に含むものとする。
- ・ 本事業における成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む。）については、発注者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由

に無償で使用できるものとするとともに、著作権者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

- ・ 本事業による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・ 成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第 3 者の自由な使用を認める。
- ・ 成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権者の了承を得て使用すること。
- ・ 成果物が、第三者の著作権の侵害等により当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

③ 施設の利用料等について

- ・ 施設等での撮影に当たっては施設等管理者との協議の上、利用料が発生する場合は、委託金額に含むものとする。

④ 関係者の助言について

- ・ 動画の制作に当たり、発注者の指示の下、関係者に助言を求めること。

⑤ 個人情報の保護について

- ・ 本事業で制作する動画等は公表を前提とするため、個人情報の保護その他法令順守に十分配慮すること。

1.1 業務開始後の報告・提出事項

(1) 業務実施計画書の提出

発注者と協議の上、事業実施に当たっての全体の業務スケジュール、実施内容を記載した業務実施計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。

① 提出時期 : 契約締結後 10 日以内

② 提出先 : 大阪府危機管理室消防保安課消防指導グループ

(2) 成果物の納品

納品時期については「9 成果物の納品」に記載のとおりとし、提出先は大阪府危機管理室消防保安課消防指導グループとする。

(3) 事業完了報告書の提出

本業務完了後、以下の書類をもって、事業完了報告を行うこと。

・ 業務完了報告書 1 部

・ 実績報告書（事業の詳細な実施状況が確認できるもの） 1 部

- ① 提出時期 : 令和5年3月31日(金)
- ② 提出先 : 大阪府危機管理室消防保安課消防指導グループ

(4) 納品形式

- ① 文書形式のものは、印刷物(納品:1部)及び電子データで納品すること。
映像や静止画形式のものは、電子データにて納品すること。
電子データはDVD-Rに格納の上、各メディアの盤面及びケースには、格納データに関する内容を表記すること。(納品:1枚)
- ② 文書形式の電子データはWord形式、映像はMP4形式、静止画はJPEG形式とすること。
- ③ ホームページをはじめ各種媒体で本電子データを利用する可能性があるため、必要に応じて発注者が指定する上記以外のデータ形式への変換を行うこと。
- ④ 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトによる検査をした上で納品すること。成果物が納品時点でウイルス感染していたことにより、発注者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受注者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

1.2 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。ただしこの場合は、受注者と事前に協議し、承認を得ること。

1.3 その他

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) 発注者から受注者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、速やかに対応すること。
- (3) 本委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。
- (4) 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

以上